

## 指名停止措置の概要

社名

- 指名停止措置業者名： 別紙のとおり  
法人番号： 別紙のとおり  
住 所： 別紙のとおり
- 指名停止措置期間： 令和5年3月6日から令和5年12月5日まで(9ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 全国
- 事実概要：

公正取引委員会は、令和5年2月28日(火)に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社電通グループ等6社(※)等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。  
(※)(株)電通グループ、(株)博報堂、(株)東急エージェンシー、(株)フジクリエイティブコーポレーション、(株)セレスポ、(株)セイムトゥー

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である(株)博報堂ほか2社(同時に刑事告発された(株)電通等の3社については2月17日に措置済み)の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号及び15号(独占禁止法違反行為及び不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
(独占禁止法違反行為)	
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)

## 別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間
番号	商号又は名称	住 所	
1	株式会社博報堂 法人番号8010401024011	東京都港区赤坂5丁目3番1号	自 令和5年 3月 6日 (9ヵ月) 至 令和5年12月 5日
2	株式会社東急エージェンシー 法人番号6010401019178	東京都港区西新橋1丁目1番1号	自 令和5年 3月 6日 (9ヵ月) 至 令和5年12月 5日
3	株式会社セイムトゥー 法人番号8010401047458	東京都千代田区永田町2丁目4番3号	自 令和5年 3月 6日 (9ヵ月) 至 令和5年12月 5日